

# つくばみらい市 審議会の進め方について



吉岡マネジメントグループ

YM 株式会社吉岡経営センター / 日本会計コンサルティング株式会社

# 1. 審議会について

## ●議会や審議会への報告の仕方や使用料改定までの道筋

〇つくばみらい市下水道審議会条例

(設置)

第1条 下水道事業(公共下水道事業、農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント事業をいう。以下同じ。)の円滑な運営を図るため、つくばみらい市下水道審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 下水道事業受益者負担金及び分担金に関すること。
- (2) 下水道使用料に関すること。
- (3) その他の下水道事業について、市長が必要と認める事項に関すること。

## 2. 審議会協議事項

### ○審議会での主な流れ・協議事項

- ・つくばみらい市下水道事業の事業概要、施設概要

- ・経営戦略を基にした、経営状況の説明

説明する主な内容...つくばみらい市の現状、将来の予測、経営の課題

- ・使用料の適正化について

- ・他団体の使用料改定の状況

- ・答申書の作成、確認